

東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科委員会博士 (看護学・保健学)に係る学位論文審査及び試験内規

〔平成16年4月1日
制 定〕

(趣旨)

- 第1条 この内規は、東京医科歯科大学学位規則(平成16年規則第56号)第20条の規定に基づき、東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科(以下「本研究科」という。)における博士(看護学・保健学)の学位論文の審査及び試験に関し必要な事項を定める。
- 2 前項にかかわらず、本研究科共同災害看護学専攻に係る博士(看護学)の学位論文の審査及び試験に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文提出の資格)

- 第2条 学位論文提出の資格を有する者は、次の各号の一つに該当する者とする。
- (1) 本研究科看護先進科学専攻に在学する学生で、東京医科歯科大学大学院学則(平成16年規程第5号。以下「大学院学則」という。)第2条第1項第2号に規定する博士課程に4年以上在学し、大学院学則第20条第5項に規定する所定の単位中30単位以上を修得した者
- (2) 本研究科総合保健看護学専攻及び生体検査科学専攻に在学する学生で、大学院学則第2条第1項第3号に規定する博士(後期)課程に2年以上在学し、大学院学則第20条第4項に規定する所定の単位中4単位以上を修得した者
- (3) 次表に示す研究歴を満した者で、人格識見に非難すべき点のない者

| 最終学歴 | 研究歴等 | | | |
|-------------------------------|------|------------|------------|-----------|
| 大学院前期課程修了 | 学部4年 | 前期課程 2年 | 研究歴5年 | |
| 大学院後期課程修了 | 学部4年 | 前期課程 2年 | 後期課程 3年 | 研究歴 2年 |
| 大学院博士課程修了 (医・歯学系) | 学部6年 | | 博士4年 | 研究歴 2年 |
| 学部(4年制)卒業 | 学部4年 | 研究歴8年 | | |
| 学部(6年制)卒業 | 学部6年 | | 研究歴6年 | |
| 備考：学部卒業後本研究科において2年以上の研究歴を要する。 | | | | |

2 前項第2号の研究歴とは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 大学の専任職員として研究に従事した期間
- (2) 大学院を退学した者の場合は大学院に在学した期間、又は専攻科（全日制の研究生及び専攻生等を含む。）に在学した期間
- (3) 「科学研究費補助金取扱規定(昭和40年3月30日文部省告示第110号)」第2条で定める「研究機関」（大学を除く。）において専任職員として研究に従事した期間
- (4) 本学が前各号と同等以上と認める次に掲げる期間
 - ア 本学で受託研究員又は外国人研究者として研究に従事した期間
 - イ 本学の技術職員として勤務し研究に従事した期間
- (5) その他、教育推進協議会及び研究推進協議会において前各号と同等以上と認められた期間

（学位論文）

第3条 学位論文は、原著論文とし、原則として「緒言、対象／方法、結果、考察、要旨／結語、参考文献」の項目を含む単著とする。ただし、次の各号の全てを満たした場合は、欧文で作成した論文に限り、共著とすることができる。

- (1) 筆頭著作であること。
 - (2) 指導教員又は推薦教員から、論文作成にあたり申請者が主要な役割を果たしたことを認めた証明書（別紙様式9）が提出されたこと。
 - (3) 共著者全員から、学位論文に使用することに同意した同意書（別紙様式10）が提出されたこと。
- 2 学位論文の提出は、査読制度のある学術雑誌に投稿し、原則として公表されたものにより行うこととする。ただし、第2条第1項第1号及び第2号に該当する者にあつては、掲載証明書を添付した場合は、当該証明を受けた時点の論文の写しにより行うことができるものとする。

（学位論文に添付する書類並びに審査料）

第4条 学位論文に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- (1) 本研究科博士課程及び博士（後期）課程学生（第2条第1項第1号及び第2号該当者をいう。以下同じ。）の場合
 - ア 申請書（別紙様式1）
 - イ 履歴書（別紙様式3）
 - ウ 論文目録（別紙様式5）
 - エ 学位論文要旨（4千字以内）
 - オ 審査委員候補者記入表（別紙様式7）
- (2) 学位論文提出による学位請求者（第2条第1項第3号該当者をいう。以下同じ。）の場合
 - ア 申請書（別紙様式2）

- イ 履歴書（別紙様式 3）
 - ウ 卒業証明書
 - エ 研究歴証明書（別紙様式 4）。ただし、修士課程等の修了者は、それを証明する書類をもってその間の研究歴証明書にかえることができる。
 - オ 論文目録（別紙様式 5）
 - カ 学位論文要旨（4 千字以内）
 - キ 推薦教員からの推薦状（別紙様式 6）
 - ク 審査委員候補者記入表（別紙様式 7）
- 2 学位論文提出による学位請求者は、第 1 項第 2 号に定める書類のほか、審査料として 5 万 7 千円を学位論文提出と同時に納付しなければならない。

（資格等審査）

- 第 5 条 学位論文を提出しようとする者は、本研究科教育委員会（以下「教育委員会」という。）において、学位論文提出の資格及び論文形式等について、事前に審査を受けるものとする。
- 2 前項の場合において、本学以外（外国を含む。）の研究機関において研究に従事した期間又は第 2 条第 2 項第 4 号の期間を研究歴とする者は、当該期間に係る在籍証明書又は在職証明書及び業績一覧（別紙様式 8）等を、前条第 1 項第 2 号の書類に加え提出するものとする。

（学位論文審査の順序）

- 第 6 条 学位論文審査の順序は、受理の順序による。

（審査委員会）

- 第 7 条 審査委員会は、主査 1 名及び副査 2 名により構成する。
- 2 主査は、本研究科の教授の中から選出する。ただし、指導教員、推薦教員及び当該学位論文の共著者は主査となることができない。
- 3 副査は、博士の学位を有する本学の教授、准教授及び連携大学院分野を構成する教員の中から選出するものとし、1 名以上を本学の教授又は連携教授とし、本研究科博士課程及び博士（後期）課程学生に係る学位論文については、指導教員は副査となる。ただし、学位論文提出による学位請求者に係る学位論文については、副査のうち 1 名以上は本学の専任教員とし、共著者は副査となることができない。
- 4 必要があるときは、第 1 項に定める者のほか、副査 2 名以内を加えることができる。
- 5 本研究科委員会は、教育委員会で選出された審査委員候補者について審議し、審査委員会を設置する。
- 6 審査委員会は、学位論文の審査を行う。
- 7 前項の審査は、学位論文提出者及び審査委員会委員が一堂に会して、公開で行う。
- 8 審査委員会が必要と認めた場合には、学位論文の訳文及び標本等の提出を求めることができるほか、委員以外の者の出席を求め質疑を行うことができる。

(最終試験)

第8条 審査委員会は、本大学院学生に係る学位論文の審査を終了した後、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭又は筆答による最終試験を行う。

2 最終試験の期日、科目及び問題等最終試験の方法は、審査委員会が決定する。

(試験及び試問)

第9条 審査委員会は、学位論文提出による学位請求者に係る学位論文の審査を終了した後、学位論文を中心として、これに関連ある科目について口頭又は筆答による試験を行い、更に専攻学術に関し、本大学院の課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するため、口頭又は筆答による試問を行う。なお、試問においては、研究科委員会において特別の事由があると認められた場合を除き、外国語を課すものとする。

2 試験の期日、科目及び問題等試験の方法は、審査委員会が決定する。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、研究科委員会において審査委員会設置後1年以内に、学位論文の審査並びに最終試験又は試験及び試問を行い、審査報告書を研究科長に提出するものとする。

2 審査報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 学位論文の内容の要旨(4千字以内)
- (2) 学位論文の審査の要旨(2千字以内)
- (3) 最終試験又は試験及び試問の結果の要旨

3 前項第3号の最終試験の結果の要旨には、最終試験の方法と結論の要旨を記載するものとし、試験及び試問の結果の要旨には、試験及び試問の方法と結論の要旨を記載するものとする。

(研究科委員会の審議)

第11条 研究科長は、前条の審査報告を受けた後、研究科委員会を開催し、学位授与の可否について審議するものとする。

2 研究科長は、研究科委員会開催日の7日以前に、次の各号に掲げる書類を研究科委員会委員に配付するものとする。

- (1) 学位論文の内容の要旨
- (2) 学位論文の審査の要旨(担当者名を記載したもの)
- (3) 最終試験又は試験及び試問の結果の要旨(担当者名を記載したもの)
- (4) 履歴書
- (5) 論文目録
- (6) 学位論文(別刷)

3 第1項の審議を行うには、研究科委員会委員(海外渡航中の委員及び休職中の委

員を除く)の3分の2以上の出席を必要とする。

- 4 学位を授与できるものと議決するには、無記名投票により出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 5 研究科委員会における審査は、学位論文の別刷りをもって行うことを原則とする。ただし、掲載証明書及び誓約書(別紙様式11)の提出があった場合に限り、別刷りによらずに論文を基にした冊子を持って行なうことができる。

(2年次修了)

第12条 大学院学則第20条第4項ただし書についての取り扱いは、別に定める。

(適宜の処置)

第13条 学位論文の審査並びに試験等に関し、この内規を適用し得ない場合は、研究科委員会の議を経て、適宜の処置をとるものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科委員会博士(看護学・保健学)に係る学位論文審査及び試験内規(平成15年3月27日制定)は廃止する。
- 3 この内規の施行前に廃止前の東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科委員会博士(看護学・保健学)に係る学位論文審査及び試験内規(平成15年3月27日制定)の規定によりなされた手続その他の行為は、この内規の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年3月6日制定)抄

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月10日制定)

この内規は、平成21年6月10日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成26年1月16日制定)

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日において現に本学大学院に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月12日制定)

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月10日制定)

- 1 この内規は、平成26年10月30日から施行する。

附 則(平成27年9月9日制定)

- 1 この内規は、平成27年9月9日から施行する。

附 則(平成28年9月26日制定)

- 1 この内規は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 8 日制定）

- 1 この内規は、平成 29 年 2 月 8 日から施行する。

別紙様式1

平成 年 月 日

保健衛生学研究科長 殿

年度入学 大学院保健衛生学研究科 学専攻 分野
氏 名 ⑤(※)

(※)本人が自署しない場合は、記名押印してください。

学 位 論 文 審 査 申 請 書

わたくしは、このたび博士()に係る学位論文の審査を受けたいので、学位規則第4条
第1項により、学位論文に所定の書類を添えて提出いたします。

別紙様式2

平成 年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

氏 名 印(※)

(※)本人が自署しない場合は、記名押印してください。

学 位 請 求 申 請 書

私は、このたび貴学学位規則第4条第2項により、学位論文を提出し、博士(学)の学位を請求いたしたいので、所定の書類を添え申請いたします。

履 歴 書

| | | |
|----------------|--------------|------|
| 氏 名 | ふりがな | 男 女 |
| 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日生 | |
| 本 籍 (都道府県名) | | |
| 現 住 所 | 〒 | Tel: |

学 歴

職 歴

研 究 歴

別紙様式4

研究歴証明書

氏名

昭和・平成 年 月 日生

上記の者は、下記のとおり
において研究を行ったことを証明いたします。

記

1 研究題名

1 研究期間

年 カ月間

平成 年 月 日

(研究機関名・所属部署)

(職名・氏名)

印

別紙様式5

(表面)

論 文 目 録

学位論文

題名

(裏面)

参 考 論 文

題名

平成 年 月 日

氏名：

平成 年 月 日

東京医科歯科大学長 殿

東京医科歯科大学
(所属部署)
(推薦教員名)

印

推 薦 状

この度、 が本学学位規則第4条第2項の規定により学位請求を行うにあたり、
提出する論文が学位授与に値すると思いますので推薦申し上げます。

なお、同人は、履歴書のとおり 年以上の研究歴を有するもので、人格識見について私が
保証いたします。

(別紙様式 7)

審 査 委 員 候 補 者

申請者氏名 : _____

| 指導教員 | 主査候補者 | 分 野 名 | 氏 名 |
|------|-------|-------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※指導教員、主査候補者 1 名には、✓を付してください。

※原則として 4 名以上（甲の場合は指導教員を含む）、あいうえお順に記入願います。

※審査委員会 甲：指導教員は副査となる（共著者の場合を含む）

乙：共著者は審査委員になることはできない。

指導教員・推薦教員 氏名 : _____ 印（・共著者である ・共著者でない）

業績一覧(論文・学会発表等)

記載事項

論文(原著、総説)の場合：著者名、表題、雑誌名、発行年；巻：頁・頁、論文の概要

著書の場合：著者名、書名、版数、発行所(発行地)、発行年；頁・頁、著書の概要

[原著]

- 1.
- 2.

[総説]

- 1.
- 2.

[著書]

- 1.
- 2.

[その他]

- 1.
- 2.

学会・研究会等発表の場合：発表者名、演題名、会の名称、発表年月日、場所、発表の概要

[学会]

- 1.
- 2.

[研究会]

- 1.
- 2.

注) 1. 記入欄が足りない場合は、用紙をコピーして記入する。

2. それぞれ発表年代順に記入する。

3. 学位論文として提出する論文に◎を付ける。

4. 著者名は論文に記載されている順に全著者名を記入する。自身の氏名に下線を引く。

5. 学会等の発表者は全員記入する。自身の氏名に下線を引く。

別紙様式9

証 明 書

平成 年 月 日

大学院保健衛生学研究科長 殿

指導教員又は推薦教員：

_____ ㊦

論文題目

「

」

発表(投稿)雑誌名

平成 年 月 日 巻 号に発表・発表予定

論文提出者
したことを証明します。

は、上記論文の共同研究において、主要な役割を果た

同意書

平成 年 月 日

東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科長 殿

論文提出者氏名(自署):

共著者所属氏名(自署捺印):

印

印

印

印

印

論文題目

「

」

発表(投稿)雑誌名

平成 年 月 日 巻 号に発表・発表予定

上記論文を が、東京医科歯科大学博士()の学位申請の主論文として提出することに異議ありません。

誓 約 書

平成 年 月 日

大学院保健衛生学研究科長 殿

学位論文審査申請者： _____ 印

私は、保健衛生学研究科委員会における学位論文の最終審査時に学位申請論文の別刷を提出することが出来ません。

つきましては、採択された論文を基に作成した冊子を用いて学位論文の最終審査を受けたくよろしくお取り計らい願います。

なお、学位論文の別刷が出来次第、速やかに当該別刷3部を提出することをここに誓約いたします。

私は、上記のことに同意し、責任を持って申請者に学位論文の別刷を提出させることをここに誓約いたします。

指 導 教 員： _____ 印